令和４年度高知県農業会議担い手支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県担い手支援事業費補助金交付要綱に基づき、高知県農業会議担い手支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　一般社団法人高知県農業会議（以下「会議」という。）は、新規就農希望者に対する就農相談から研修、営農定着に至るまでの支援活動を促進し、県内の新規就農者の大幅な増大及び就農後の定着を図ることを目的として、新規就農を希望する研修生及び知事が認めた研修機関等に対して当該研修への支援をするために　市町村又は一般社団法人高知県畜産会（以下「補助事業者」という。）が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助を行う。

（事業の内容等）

第３条　事業の内容は別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を会議に提出しなければならない。

２　一般社団法人高知県畜産会は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第５条　会議は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定

し、速やかに補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２

に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第６条　会議は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助

金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなけ

ればならない。

（１）補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

（２）補助事業の執行に際しては、会議が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了後の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（４）補助事業に関する規程、要綱等を定め、これに基づいて支払うものとすること。

（５）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを研修生及び研修機関等、派遣研修先等としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

２　会議は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に掲げる条件のほか、交付の条件を付することができる。

（指令前着手）

第８条　補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、第５条の規定による補助金の交付の決定に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、別記第２号様式による指令前着手届を会議に提出しなければならない。

（補助事業の変更）

第９条　補助事業者は、補助事業の内容又は経費について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更（同項各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、別記第３号様式による補助金変更承認申請書を会議に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助金総額の増額又は30パーセントを超える減額

（２）補助事業の中止又は廃止

２　会議は、前項の規定による承認の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

（補助事業の遅延等）

第10条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を会議に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助金の概算払の請求手続）

第11条　補助事業者は、当該事業年度の補助事業に係る給付期間が６ヶ月以上あり、かつ、

　その期間の２分の１を完了している場合、概算払の請求手続きをすることができる。この場合、補助事業者は、別記第４号様式による概算払請求書を会議に提出しなければならない。

（補助事業遂行状況報告）

第12条　会議は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金実績報告書）

第13条　補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い日までに、別記第５号様式による補助金実績報告書を会議に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月７日までに提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした一般社団法人高知県畜産会は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、同条第２項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした一般社団法人高知県畜産会は、第１項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第６号様式による報告書により速やかに会議に報告するとともに、会議の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の返還等）

第14条　会議は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　（１）補助事業者が、この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

　（２）補助事業者が、虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。

　（３）補助事業者が、補助金の交付の条件に違反したとき。

　（４）補助事業者が、自らが定める規程、要綱等の規定に基づき助成金の一部又は全部を返還させたとき。

　（５）補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

　（６）補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

（補助事業の成果の検証等）

第15条　会議は、補助事業の効果を検証するために必要があると認めるときは、補助事業者

に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業

者は、会議からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

（グリーン購入）

第16条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第17条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第18条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附　則

　１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　２　この要綱は、令和７年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第６条、第７条第３号、第12条、第13条第３項、第14条、第15条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |
| --- |
| 事業の内容 |
| **１　継続区分**令和２年度及び令和３年度の高知県担い手支援事業費補助金受給者で、引き続き研修を行っている研修生及び研修受け入れ機関に対し、研修の継続期間（最大２年間）について助成を行う市町村等の事業への補助**２　青年農業者支援区分**産地提案書で提示された品目を栽培する専業農家を目指して知事が就農に有効であると認める研修を実施する研修機関等で研修を受ける就農時49才以下の者並びに専業農家として経営開始段階にあり市町村が特に必要と認める者に対して助成を行う市町村等の事業への補助**３　専業シニア支援区分**専業農家を目指して知事が就農に有効であると認める研修を実施する研修機関等で研修を受ける就農時50才以上65歳未満の者に対して助成を行う市町村等の事業への補助**４　後継者育成支援区分**親族を県外等からＵターン就農させ、経営体の後継者として育成を行う認定農業者等に対して助成を行う市町村等の事業への補助**５　研修受入機関支援区分**知事が就農に有効であると認める研修を実施する研修機関等及び派遣研修先等の研修生受入れに対して助成を行う市町村等の事業への補助 |

別表第２（第５条、第６条、第７条、第14条関係）

1　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

2　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

3　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

4　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

5　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

6　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

7　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

8　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

9　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。